

地方消費者行政の持続的強化を求める意見書

2012年（平成24年）6月14日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

1 地方消費者行政の強化に向けた特定財政措置の継続

国は、地方自治体に対し、現在の「地方消費者行政活性化交付金」と同様の特定財源を、現在よりも用途の裁量の幅を広げ、消費生活相談員の増員・処遇改善や消費者行政担当職員の増員に係る人件費を含めて、消費者行政の体制整備に確実に利用できる財政措置として、更に相当年数延長して実施すべきである。

2 地方財政法第10条の改正による持続的な財政負担

国は、地方消費者行政が、国と地方自治体の相互に利害関係がある事務であり、かつ全国的に円滑な運営が図られる必要があることを踏まえ、地方財政法第10条を改正して、全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O - N E T）の入力業務に係る相談員・職員人件費、重大事故情報の通知を担当する職員の人件費、及び都道府県の法執行担当職員の人件費等を含む地方消費者行政に係る経費の一定割合を、恒久的に負担すべきである。

3 地方消費者行政の質的向上に向けた国民生活センターの機能強化

国民生活センターによる地方支援機能を強化するため、直接相談を復活することのほか、各業務に関する人的体制や物的設備を一層拡充するとともに、業務運営の柔軟性・独立性を確保できる組織体制を整備すべきである。

第2 意見の理由

1 地方消費者行政強化の経緯

(1) 消費者行政の充実と消費者庁の創設

「明治以来、我が国は各府省庁縦割りの仕組みの下、それぞれの領域で事業者の保護育成を通して国民経済の発展を図ってきたが、この間『消費者の保護』はあくまでも産業振興の間接的、派生的テーマとして、しかも縦割的に行われてきた」ことに対し、こうした古い行政モデルを見直し、「今や『安全安心な市場』、『良質な市場』の実現こそが新たな公共的目標として位置付けられるべきもの」であるという政策理念（平成20年6月27日付

け「消費者行政推進基本計画閣議決定」)に基づき、国における消費者行政の一元化・強化が議論され、2009年(平成21年)3~5月の国会審議においても、与野党全会一致で消費者庁関連3法¹案が採択され、同年9月、国における消費者行政の司令塔役として消費者庁が創設された。

(2) 地方消費者行政活性化の政策と現状

行政の根本的価値の転換は、国だけでなく、「地域の現場で消費者、国民本位の行政が行われることにつながるような制度設計をしていく必要がある」とされ、「地方自治体自らが消費者行政部門に予算、人員の重点配分をする努力が不可欠である」とともに、「国は相当の財源確保に努める」(上記消費者行政推進基本計画閣議決定)ものとされた。

さらに、消費者庁関連3法案を審議した国会においても、地方消費者行政の強化の在り方が集中的に審議され、消費者庁及び消費者委員会設置法附則第4項に、「政府は、消費者庁関連3法の施行後3年以内に、消費生活センターの法制上の位置付け並びにその適正な配置及び人員の確保、消費生活相談員の待遇の改善その他の地方公共団体の消費者政策の実施に対し国が行う支援の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。」と規定された。加えて、法案採択時の附帯決議として、「今後3年程度の集中育成・強化期間後の国による支援の在り方や、消費生活センターの設置、相談員の配置・処遇等の望ましい姿について、その工程表も含めて消費者委員会で検討を行うこと」(衆議院附帯決議第19項。参議院も同旨第24項)が採択された。

こうした国の政策方針に基づき、地方交付税の基準財政需要額の倍增措置、住民生活に光を注ぐ交付金、地方消費者行政活性化交付金等の財政措置がこれまでに講じられ、このうち消費者行政の整備に直結する活性化交付金による基金(以下「活性化基金」という。)が本年度末をもって終了しようとしている。

ところが、消費者庁は、地方分権・地域主権改革の名の下に、消費者行政に特定した財政措置を講ずることは適切でないという理由により、活性化基金の延長措置をほとんど講じようとしていない。このことは、地方自治体の消費者行政担当部署において、せっかく整備し始めた消費生活センターの存廃にも関わる深刻な事態を招いている。

そこで、本意見書は、地方消費者行政の現状とこれまでの財政措置の効果

¹ 消費者庁関連3法とは、「消費者庁及び消費者委員会設置法」、「消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」、「消費者安全法」を指します。

を検証するとともに、地方分権改革の下であっても地方消費者行政の強化に向けて国が積極的な財政措置や制度的措置を講ずべきであることを提言するものである。

2 地方消費者行政活性化の現状評価

(1) 消費者被害・相談の実情

消費生活センターに寄せられた相談件数は、1998年（平成10年）度の415,347件から2010年（平成22年）度の887,972件へと過去10年ほどの間に2倍以上に増加した状態で推移している。この間、架空請求事案の激増と減少、多重債務事案の増加と減少、訪問販売・クレジット被害の増加と減少という動きがあったほか、最近では、インターネット取引被害の増加や金融商品まがいの詐欺商法被害の増加という傾向があり、今後も時期によって相談件数の増減や特徴の変化が生じると思われるが、消費者被害の発生は今後も高い水準で推移するものと考えられる。

また、消費生活センターに寄せられた相談に係る契約・購入金額（相談全体での合計金額）をみると、2001年（平成13年）度が合計金4,641億円であったのに対し、2010年（平成22年）度は金6,985億円と約5割増しとなり、1件当たり平均契約金額も2001年（平成13年）度の116万円から2010年（平成22年）度の154万円と約3割増しとなっており²、消費者被害が高額化していることが示されている。

(2) 地方消費者行政の過去の推移

地方消費者行政予算の過去の推移をみると、1998年（平成10年）度の163億円から2007年（平成19年）度の111億円へと約33.8%も大幅に減少した。同時期の一般会計決算額は約11.3%の減少幅にとどまることと比較して、消費者行政予算が大幅に減少してきたことが明白である。

また消費者行政担当職員数の推移をみると、1998年（平成10年）度の10,172名から2007年（平成19年）度の6,572名へと約35%も大幅に減少した³。同時期の一般行政職員数は約14%の減少幅にとどまることと比較して、消費者行政の人的体制が大幅に減少してきたことが明らかである。

消費者被害は増大し、複雑かつ解決困難となっているのに、地方消費者行

² 国民生活センター「消費生活年報2011」37ページ

³ 消費者庁「地方消費者行政の現況」、総務省「地方公共団体職員数の推移」より抜粋。

政の体制は大きく弱体化してきた実情にある。

(3) 消費者行政活性化に向けた国の財政措置の検証

政府は、消費者庁の創設とともに、地方消費者行政の活性化のために国から地方自治体への財政支援措置を講じてきた。その効果を検証すると次のとおりである。

地方交付税の基準財政需要額の増額措置

< 地方消費者行政の自主財源と地方交付税 > ⁴

地方交付税措置	消費者行政の自主財源の推移
ア 平成21年度～：消費者行政の基準財政需要額を90億円から180億円に増額。	平成19年度：112億円 平成20年度：101億円
イ 平成23年度～：消費者行政の基準財政需要額を180億円から225億円に増額。	平成21年度：124億円 平成22年度：125億円 平成23年度：119億円

地方交付税における消費者行政関連事項の基準財政需要額は、2008年（平成20年）度までは90億円であったものを、地方消費者行政の強化の政策方針に基づき、2009年（平成21年）度は180億円に倍増した。その中で、消費生活相談員の報酬額を、従来は年額150万円とされていたものを、年額300万円に倍増した。

さらに、2011年（平成23年）度から、基準財政需要額を45億円増額し金225億円とした。

地方交付税は地方自治体の独自財源として用途自由に利用できるものであり、基準財政需要額は用途の目安にとどまるため、職員等の人件費にも利用できる反面、目安に沿って消費者行政に利用される保証はない。実際の利用状況を見ると、地方自治体の自主財源による消費者行政予算は、2007年（平成19年）度が約112億円（東京都など不交付団体を含む。）であったものが、2011年（平成23年）度は約119億円と、約7億円（増額分135億円の約5%）しか消費者行政に利用されていない。

つまり、地方交付税の算定基準に過ぎない基準財政需要額を増額しても、実際には大半の地方自治体で消費者行政予算にほとんど活用されていない。

⁴ 平成20年度までは、消費者庁「平成22年度地方消費者行政の現況（概要版）」20ページ（金額は四捨五入）。

平成21年度以降は、活性化基金を除く自主財源額。消費者庁地方協力課「地方消費者行政の充実・強化について」（平成24年5月版）。

いのが実態である。国が示した地方消費者行政活性化の政策方針が、いまだ多くの地方自治体の政策判断に反映されていないことを示している。

住民生活に光を当てる交付金

平成22年12月～ 消費者行政，自殺・DV等の対策，図書館 建設等に1000億円を交付。	消費者行政には2.5%(25億円) のみ。
--	--------------------------

政府は、2010年(平成22年)12月に、消費者行政、DV対策、自殺防止対策、知の地域づくり(図書館等の文化設備)など、住民生活にとって、重要であるがこれまで光が当たって来なかった分野に利用できる財源として、「住民生活に光を注ぐ交付金」(以下「光交付金」という。)と呼ばれる一括交付金類似の財政措置を金1000億円交付した。光交付金の趣旨は十分に理解できるものであり、消費者行政への活用が期待された。

しかし、実際には、図書館建設事業等の物的設備費に約65%利用されたが、消費者行政には約2.5%しか利用されなかった。これも、期間限定の財政措置であるため人件費が中心の消費者行政予算として継続的に配分することが困難なこと、一括交付金は基盤となる既存の体制や財政措置がない行政分野には回らない実情にあることを示すものである。

地方消費者行政活性化交付金

< 地方消費者行政活性化基金の利用状況 >⁵

ア 平成21年度から3年間(4年間に延長)で、223億円を交付。	消費者啓発，相談窓口の物的設備， 相談員の研修等に利用。
イ 平成24年度当初予算から，5億円追加交付。	平成21年度：約37億円 平成22年度：約62億円 平成23年度：約71億円 平成24年度：約53億円見込み + 追加5億円

消費者行政の推進に用途を特定して交付された地方消費者行政活性化交付金(以下「活性化交付金」という。)は、2009年(平成21年)度から3年間(後に4年間に延長)に渡り、地方自治体の消費者行政を強化する財源として現に利用されている。

ただし、その用途をみると、消費者教育啓発費(37.1%)、相談窓

⁵ 消費者庁地方協力課「地方消費者行政の充実・強化」(平成24年5月版)より。

口設置等の物的設備費(22.1%)、相談員養成等の研修費(10.5%)等には活発に利用されているが、より積極的な使用が期待された消費生活相談員の増員や相談員報酬の増額などの人件費には14.7%の利用にとどまる。例えば、相談員報酬の増額は、300程度の自治体で報酬を増額しているとされているが、その金額をみると、2009年(平成21年)度が平均10,302円であるのに対し、2010年(平成22年)度は10,616円であり、約313円(3%)しか増額となっていない⁶。地方交付税措置によって相談員の年間報酬の目安が倍増した趣旨に照らしても、活性化交付金により相談員人件費に利用できるものと定めても、人件費への活用は容易でないことが窺われる。

これは、活性化基金が期間限定の財源であることから、活性化基金後に負担を残すような事業には地方自治体の独自財源の手当ての見通しがないため、活性化基金の財源があっても利用困難である、という実態を示すものである。この点も、消費者行政強化の政策方針が地方自治体の政策判断に浸透していないことを如実に示すものである。

消費生活センターの整備は、2009年(平成21年)4月の501か所から2年間で150か所程度増加、消費生活相談窓口も2年間で130か所程度増加、消費生活相談員の配置も2年間で2800名から550名程度増員したとのことである。もっとも、相談受付件数の実情をみると、人口1万人当たりの相談受付件数が全国平均83.4件であるのに対し、都道府県別では多いところは131.7件、少ないところは57.4件と2倍以上の格差がある。このことは相談窓口の整備とその周知が地域によってまだまだ不十分であることを示している。

(4) 最近の消費者行政担当職員の推移

活性化交付金の投入によって、地方消費者行政の予算面は強化されているが、消費者行政担当職員数は全く増員されていないどころか、逆に大幅に減少している。すなわち、2007年(平成19年)度の消費者行政担当職員数が6,572名であったのに対し、2008年(平成20年)度が5,645名、2009年(平成21年)度が5,190名へと大幅に減少しており、2010年(平成22年)度に至ってようやく36名の増加に転じた。

もっとも、職員を増員した地方自治体はごく一部にとどまり、大半の地方自治体は今も減少傾向を続けており、消費者行政を重視する政策判断が浸透

⁶ 消費者庁「平成22年度地方消費者行政の現況調査(概要版)」16ページ。

していない実態であることを顕著に示すものである。

< 消費者行政職員数の推移 >⁷

	消費者行政職員	一般行政職員
平成10年度	10,172	1,163,127
平成19年度	6,572	1,002,735
平成20年度	5,645	976,014
平成21年度	5,190	954,775
平成22年度	5,226	936,951
22年/10年	0.51	0.80
22年/19年	0.78	0.93

3 活性化基金後に関する消費者庁の方針と地方の現場の声

(1) 消費者庁の方針と問題点

消費者庁長官は、活性化基金後の消費者行政に対する国の財政支援策について、「地方消費者行政を充実することと地域主権，地方分権はイコールです。」「消費者行政が遅れているから，消費者行政だけは特別だから，自由に使えるお金じゃなくて，消費者行政だけヒモ付きのお金で保護しないといけない，そんな理屈は通らない」⁸との見解を表明した。政府の方針である一括交付金を前提に，それが地方自治体の自主的判断により消費者行政に活用されるような働きかけをすることが重要であるという見解である。

2011年（平成23年）度の予算措置において地方交付税の基準財政需要額を45億円増額する一方で，2012年（平成24年）度の予算措置において活性化基金に本予算として金5億円しか上積みしなかった対応策は，上記のような基本方針に基づくものだと考えられる。

しかし，上記見解は，前述のとおり，地方交付税措置が地方自治体の現場では期待通りに消費者行政予算に回っていない現実に照らして不適切であるし，後述のとおり，地方分権の本来の理念に照らしても特定財源により消費者行政を強化することを妥当とする政策判断から見ても，地方消費者行政の推進役であるはずの消費者庁の発言として全く不適切というほかない。

しかも，相談員の増員・処遇改善の人員費等を確実に確保するためには，

⁷ 消費者行政職員数は，「平成22年度地方消費者行政の現況調査（概要版）」7ページ。

一般行政職員は，総務省「地方公共団体職員数の推移」より，教育・消防・警察を除く地方公共団体合計。

⁸ 日本弁護士連合会2010年（平成22年）1月27日「地方消費者行政の望ましい姿と国の支援の在り方を考える」シンポジウムにおける福嶋長官の発言。

活性化交付金に金 5 億円を追加する程度ではあまりにも不十分である。

(2) 地方自治体の声

当連合会は、活性化基金が終了した後の地方自治体の消費者行政の施策と国の財政措置に関して、2011年（平成23年）9月、都道府県及び市835自治体に対し緊急アンケート調査を実施し、577自治体（69.1%）の回答を得た。

例えば、活性化基金を利用して消費生活相談員を雇用（新規・増員）したかという質問について、実施したのが287件、実施していないのが269件であり、実施した自治体の中で活性化基金後も継続したいという希望が259件あるのに対し、財源措置ができない場合は継続困難であるとの回答が220件を占めている。

また、消費生活相談員や職員対象の研修会実施や研修会参加支援については、実施した自治体が517件を占め、このうち今後も継続を希望するが479件を占めるのに対し、財源措置ができない場合は継続困難であるとの回答が353件を占めている。

つまり、活性化基金後の消費者行政に対する国の財政措置がなければ、多くの事業は中止せざるを得なくなる見込みである。

そして、今後の国の財政措置の方策については、「用途を現在と同様に固定した活性化交付金」は、「(とても+まあ)必要だと思う」が347件（70%）であり、「現在と同じようにある程度の行政分野で活用できるような光交付金」は、「必要だと思う」が311件（56%）にとどまるのに対し、「消費者行政に用途を限定しつつ、その中では人件費を含めて自由に選択できる財源を今後数年間交付すること」は、「必要と思う」が497件（88%）を占め、「消費生活相談員の人件費の一部（例えばPIO-NET入力経費分）の財源を、今後恒久的に又は相当期間継続的に交付すること」は、「必要と思う」が469件（83%）と極めて高い割合を占めている。

さらに、「地方分権改革の時代であるから消費者行政に特化した国の財政支援は適切でない」との見解に対しては、「そう思う」との意見が44件で、「そう思わない」との意見が512件（92%）を占める。「将来的には地方自治体自身が消費者行政の充実・強化を果たすべきであるが、当面は国から地方自治体への財政支援が必要である」との見解については、「そう思う」が494件（88%）を占める。「PIO-NET情報の管理・入力」は国の情報収集業務を分担する性質もあるから、相談員人件費の一定割合は国の業

務として国が措置すべきである」との見解については、「そう思う」が515件（91%）を占める。「消費者行政は悪質商法被害対策や食品表示対策など国民全体の生活に影響を及ぼす行政事務であるから、地方消費者行政の経費の一定割合は国が継続的に措置すべきである」との見解に対しては、「そう思う」が534件（94%）を占める。

そして、地方消費者行政に対する国の財政措置に関する消費者庁の姿勢に対する自由回答は、「消費者行政を地方に根付かせようという姿勢があまり感じられない」、「消費者庁は国民目線、地方消費者行政の現状を考えているとは思えない」など、批判的な意見が大半である。

地方消費者行政を担当する現場の声をみると、消費者庁が活性化基金後の財政支援措置を講じようとしないうちに危機感と失望感を強めており、このままでは2013年（平成25年）度の地方消費者行政は大幅後退が避けられないことが危惧される。

(3) 全国市長会の提言

全国市長会は、2011年（平成23年）11月17日の理事会において、「地方消費者行政の推進に関する提言」を取りまとめ、「地方における消費者行政の強化・推進を図るため、情報ネットワークの整備や一元的な体制整備、消費生活相談を担う人材の育成などに対する必要な財政措置を継続すること。また、地方消費者行政活性化事業については、2013年（平成25年）度以降も継続すること」を国に対して提言した。

地方自治体は、消費者行政担当部署の声だけでなく、市長の意識としても国の財政支援を求めているのである。

4 地方分権改革推進政策と地方消費者行政への国の財政措置

(1) 地方分権改革・地域主権改革の理念と特定政策への財源措置

地方分権改革・地域主権改革は、「明治以来の中央集権体質から脱却し、この国の在り方を大きく転換する改革である。・・・地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくる」（平成21年12月15日付け「地方分権改革推進計画」）ことが理念とされ、その究極の目的は、「国民が安心して暮らすことができる社会の実現」（地方分権改革推進法1条）にある。

こうした地方分権改革の本来の理念を住民の人権保障の観点から具体化するならば、ナショナルミニマムを確保するために一定の分野では国庫負担

金を維持することも必要とされる。すなわち，地方自治体の自主性を尊重する形で計画的に財源を確保するには，住民の人権を保障するために必要な財源を積み上げて地方交付税という形で一般財源を確保し，各自治体がそれを活用することが望ましいが，現状は必ずしもそれでは政策目的が達成できていない。そうした実態の中で住民の人権保障を確保するには，最低行政水準を維持する特定財源の確保が必要である。

ちなみに，現在国会で審議されている「子ども・子育て支援法案」においては，国は，市町村が支弁する指定こども園給付費，特例こども園給付費，地域型保育給付費，特例地域型保育給付費の支給に要する費用のうち，こども園給付費等負担対象額の2分の1を負担するものとする（第69条1項），市町村が支弁する地域子ども・子育て支援事業に要する費用に充てるため，交付金を交付することができるものとする（第69条2項）を定めており，特定政策に対し人件費を含む継続的な財政措置を講ずることを明示している。

(2) 消費者庁関連3法案の国会審議

地方分権と消費者行政支援との関係については，消費者庁関連3法案の国会審議の中でも議論され，一定の整理がなされている。

すなわち，自治事務だからといって特定財源である補助金・交付金によって恒常的な人件費の支出をしてはならないとする法的制約はないこと，例えば義務教育職員の給与に要する経費の一定割合を国が継続的に負担していることなど，特定財源を継続的に交付している事例が複数あること，地方財政法第10条は自治事務であっても国が経費を負担する3つのメルクマールとして，法令に基づいて実施しなければならないもの，国と地方公共団体相互の利害に関係があるもの，円滑な運営を期するため国が進んで経費を負担する必要があるもの，という判断基準を定めており，自治事務であっても政策判断により継続的な財政措置を講ずることができること，などが確認された。

そうであれば，消費者行政は自治事務であるから特定政策への財政措置を講ずることはできないとする見解は，国会の意思に反するものというべきである。

(3) 内閣府消費者委員会の建議

活性化交付金による集中育成・強化期間経過後の国による支援の在り方については，消費者庁関連3法案の消費者問題に関する特別委員会附帯決議

(衆議院附帯決議第19項, 参議院附帯決議第24項)により、「工程表を含めて消費者委員会で検討を行うこと」が求められた。これを受けて、内閣府消費者委員会(以下「消費者委員会」という。)は「地方消費者行政専門調査会」を設置して調査・検討を行い、その報告を踏まえて、2011年(平成23年)4月15日、「地方消費者行政の活性化に向けた建議」を発表した。

建議は、P I O - N E T入力作業は国からの要請増加に伴って負担が増加している面があることから、入力費用に対して国が一定の負担をする仕組みを検討することを求めるとともに、活性化交付金や光交付金等の措置が地方消費者行政の活性化に向けてどの程度成果を上げたのかについて検証を求めるとともに、その評価を踏まえてより効果的な施策の立案を求めた。

ところが、消費者庁は、その後も、活性化基金や光交付金や交付税措置の成果に関する検証結果を明示することもなく、活性化基金の延長策もP I O - N E T入力費用の負担も何ら具体的な施策や財源措置を講じていないままである。

消費者委員会の建議を尊重すべき消費者庁が、その建議をほとんど無視しているのが実情である。

5 地方消費者行政の強化と国の方策の在り方

(1) 消費者行政に限定した国の継続的な財政措置の延長

我が国では従来、地方消費者行政の体制整備を推進する国の責任官庁がなく、消費者庁の設置と活性化交付金によって初めて地方消費者行政の本格的な整備が始まったばかりである。地方自治体の消費者行政は、これまで最低限の行政水準が何も示されてこなかった分野であり、新たなナショナルミニマムを構築していくべき分野であるから、地方分権改革の中にあっても地方消費者行政の活性化のための特定財源の確保が必要である。地方自治体における消費者行政の司令塔役となるべき消費生活センター及び消費者行政担当部署の最低限の体制整備を国の支援によって確立することによって、はじめて地方自治体による自主的な消費者行政の推進が期待できるものといえる。

地方消費者行政の最低限の行政水準としては、まず、消費生活相談員を配置した消費生活センター・相談窓口を設置することもいまだ途上であり、未設置の自治体を解消することや相談窓口の存在と役割を住民に周知して利用

を促進することが必要である。また、消費生活センターの専門的な助言・解決機能を向上するため、消費生活相談員を国家資格として位置付けることが現在議論されており⁹、新資格制度を全国に定着するとすれば今後数年間を要する。さらに、消費生活相談情報を地方自治体において被害防止等の施策に結びつけるには、消費者行政担当職員の増員と資質の向上が今後の重要課題であり、研修制度の構築と実施など継続的な施策が必要である。そして、地域の消費者・消費者団体の活力を育成するためには、消費者啓発・教育を継続的に推進することが重要であり、消費者教育推進法が制定されることに伴い地方自治体における消費者教育の推進体制の整備も必要となる。

したがって、活性化基金終了後も、消費者行政の体制整備に確実に利用できる特定財源の措置を相当年数継続することが必要である。

これに対し、地方交付税の基準財政需要額の増額を措置していることから、消費生活相談員の人件費等を交付金として措置することは二重計上となるのではないかという意見がある。しかし、地方交付税措置や一括交付金措置が現実に実効性を有していない実態を踏まえれば、消費者行政に関する地方交付税の基準財政需要額の増額分の一定割合を、特定財源である活性化交付金の財政措置に振り替えて増額・延長すべきである。

(2) 地方財政法第10条の改正による恒久的な財政負担

地方消費者行政は、地域住民の消費生活における被害を防止・救済し、暮らしの安全を確保するという意味では、基本的に地方自治体が担うべき自治事務の性格を帯びるものとされている。

しかし、消費市場に係わる様々な産業・事業者の活動は多くの場合自治体の境界を超えた広域的な活動であり、消費者問題への対処も全国的な課題として対応する必要があることが少なくない。地域の消費者被害情報を集約して、広域的な違法事業活動や全国に流通する危険な商品や不当表示を規制することは、性質上も国が担うべき課題であるといえるし、新たな被害類型に対して立法措置を講ずることも国固有の役割である。

つまり、消費者行政は自治事務であるという画一的な整理をすることは適切でなく、住民・消費者の権利を保障するために地方自治体と国とが相互に連携して取り組むべき行政課題であるというべきである。

そうであれば、地方自治体が担っている事務のうち国が担うべき事項ない

⁹ 消費者庁の「消費生活相談員資格の法的位置づけの明確化に関する検討会」において審議されているところであり、国家資格制度の導入だけでは足りず、資格保有者に対し継続的な実務研修を実施することの重要性が強調されている。

し範囲については、国が継続的に財政負担することが適切である。例えば、地域の消費者被害情報をデータベースに登録して集約する P I O - N E T の情報入力・確認作業を地方自治体の消費生活相談員・職員が担っていることや、消費者安全法に基づく重大事故情報を国に通知する業務を消費者行政担当職員が担当していることに対し、国は応分の財政負担をすべきである。また、特定商取引法に基づく不当勧誘行為規制や景品表示法に基づく不当表示規制を地方自治体が実施していることについても、国全体の広域的な取引適正化の役割を担っているものと評価できることから、こうした消費者行政作用に対しても国は応分の財政負担を恒久的に行うべきである。

したがって、こうした事項については、地方財政法第 10 条を改正して、恒久的な財政措置を講ずべきである。

(3) 地方消費者行政の質的向上に向けた国民生活センターの機能強化

地方自治体の消費生活センターの相談・解決機能を向上するためには、国民生活センターによる地方支援業務が不可欠である。まず、国民生活センター自身が消費者からの直接相談と事業者とのあっせん処理を復活して、最新かつ高度専門的な相談処理実績を蓄積することが、地方の消費生活センターへの相談支援の基盤となる。また、消費生活相談員のあっせん処理能力を育成する専門的な実務研修を推進するためには、国民生活センターの研修業務について物的施設と専門的な人的体制の拡充が必要であるし、新たな国家資格制度を導入するについてもその質を確保するためには国民生活センターの役割が不可欠である。また、商品事故との相談処理においては、国民生活センターの商品テスト業務の充実が不可欠であるし、相談事案のうち解決困難事案については、国民生活センターの紛争解決手続（A D R）を強化し活用することが重要である。

こうした地方支援機能を強化するためには、国民生活センターが担っている各業務について人的体制と予算を大幅に拡充するとともに、業務運営の柔軟性・独立性を確保できる組織体制を整備すべきである¹⁰。

以上

¹⁰ 消費者庁・消費者委員会・国民生活センター全体の組織体制の在り方については、当連合会 2012 年 5 月 1 日付け「今後の消費者行政組織体制の在り方に関する意見書」参照。